

土地を所有されている皆様へ

《注意》あなたの土地が狙われています!!

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋立て～

「一時的に資材置き場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、自分の土地は自分の手で守りましょう。

事例

- ・ 資材置場に使うと言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された。
- ・ 埋立てに同意したら、聞いていた以上の残土の山にされた。
- ・ 遊休地にいつの間にか不法投棄されていた。

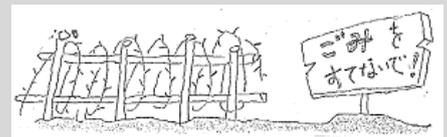
※ 悪質な事業者は、金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用の同意を得ようとします。

そして、同意を得ると、すかさず法律等や手続きを無視して短期間で廃棄物等を大量に持ち込んだり、周りの土地まで行為が拡大したりします。

さらに、事業者が行方不明となってしまった場合には、土地所有者が撤去等の対応をしなければならぬなど、莫大な損害を受けるケースがあります。

防止策

- ・ うまい話があっても、安易に土地を貸さない。
- ・ 自分だけで判断せず、周りに相談する。
- ・ 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する。
- ・ 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
- ・ 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ。
- ・ 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などは、定期的に見回ったり、侵入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板を設置したりするなど、土地所有者(管理者)としてできる必要な措置を講じておく。



【不法投棄・野焼きを見かけたら】

フリーダイヤル いちもみんなでもらなく みはれ

『不法投棄 110 番』TEL: 0120-536-380

(休日・夜間は、最寄りの警察署へ)

【問い合わせ先】

生活環境部廃棄物対策課	水戸市笠原町978-6(県庁本庁舎14階)	029-301-3033
県民センター総室県央環境保全室	水戸市笠原町978-6(県庁本庁舎1階)	029-301-3047
県北県民センター環境・保安課	常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	0294-80-3355
鹿行県民センター環境・保安課	鉾田市鉾田 1367-3(鉾田合同庁舎2階)	0291-33-6057
県南県民センター環境・保安課	土浦市真壁 5-17-26(土浦合同庁舎2階)	029-822-8364
県西県民センター環境・保安課	筑西市二木成 615(筑西合同庁舎2階)	0296-24-9127